「命の道」
伊豆縦貫自動車道だより

【問合せ先】
建設課伊豆縦貫道係　☎㉒ 2219
国土交通省沼津河川国道事務所
伊豆縦貫自動車道下田推進室　☎㊳ 0445

大雨による孤立化

停滞した梅雨前線の影響により、県内では7月1日から広範囲で大雨となり、各所で様々な災害が発生しました。

伊豆半島の北部と南部をつなぐ主要な道路である国道414号においても、崩土により通行止めとなりました。

国道 414 号の崩土状況（写真提供：県下田土木事務所）

国道414号の迂回路となる東海岸沿いの国道135号や、西海岸沿いの国道136号も雨量規制により通行がままならず、伊豆急行線の運休も重なり、伊豆半島南部は孤立化した状況となりました。

地域の皆さまの車での移動だけでなく、物流や病院への緊急搬送等、大きな影響を及ぼしました。

市は「防災・減災・国土強靭化」に向けたまちづくりを目指す中、災害に強い道路ネットワークの整備は必要不可欠であり、伊豆縦貫自動車道の早期完成を促進しています。

伊豆縦貫自動車道「河津下田道路（Ⅱ期）」事業の状況

（仮称）河津ＩＣ～（仮称）逆川ＩＣ間（約３km）について、国土交通省は、令和４年度の開通を目標に事業を進めています。

（仮称）河津 IC 付近

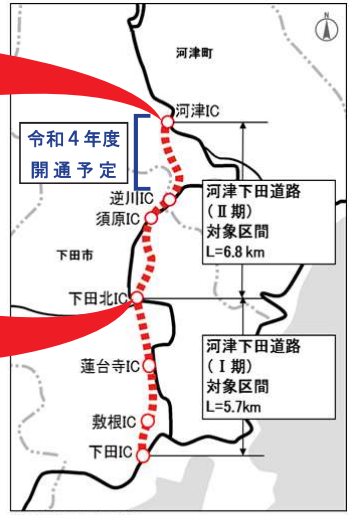

※IC名称はすべて仮称

（仮称）下田北 IC 付近

「河津下田道路（Ⅱ期）」の区間が開通すると、通行時間が約16分短縮されるだけでなく、運転のしやすさも効果として期待され、また、観光バスを含む夏季大型車通行規制区間の迂回が解消されます。医療面においても、救急指定病院への搬送時間の短縮、安全な搬送は大きな効果だと考えています。

稲梓中学校生徒が工事現場を見学

県が主催する「静岡どぼくらぶ」の一環で、国土交通省協力の下、7月19日、稲梓中学校全校生徒が（仮称）河津ＩＣ周辺の工事現場の見学を行いました。大規模な土木構造物の工事現場が見られるまたとない機会であり、橋梁や（仮称）河津トンネルの建設を間近に見ることができました。生徒たちは伊豆縦貫自動車道の概要や施工方法について説明を受け、伊豆縦貫自動車道建設の理解を深めていました。

工事現場見学の様子

防災かわら版
～災害に備えて、普段から準備しておきましょう～

９月１日は防災の日です

国では、台風・高潮・津波・地震等の災害への認識を深め、災害対処の心構えをするため、毎年9月1日を「防災の日」、その日を含む1週間を「防災週間」として定めています。

気象庁の気象統計情報によると、台風の接近・上陸は8月から9月にかけて多く、1959 年9月には、5,000 人を超える死者・行方不明者を出した伊勢湾台風が襲来しました。また、1923 年9月には、10 万人以上の死者・行方不明者を出した関東大震災も発生しています。

災害被害を軽減するには「自助」「共助」が大切です

自助　・・・自分自身の身の安全を守ることです。この中には、家族も含まれます。
共助　・・・自主防災組織などの地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うことです。
公助　・・・行政・消防・警察・自衛隊といった公的機関による救援や救助のことです。

「公助」には限界があり、災害が大規模になればなるほど、「公助」は不足します。そのため、各家庭での「自助」や、地域での「共助」が非常に重要となります。

各家庭においては、非常持ち出し品・備蓄品等の点検やハザードマップを活用した避難場所・避難経路の確認をしましょう。また、家族が別々の場所にいる時に災害が起きたことを想定し、連絡手段や避難に関するルールを決めておくことも大切です。

各自主防災組織においては、日頃から、保管する防災用資機材の点検や、地域の方々への情報伝達手段の確保、実災害を想定した防災訓練などを実施し、実災害時に地域の方々で助け合えるようにしましょう（人が集まるような取組については、緊急事態宣言の解除後に実施してください）。

避難所利用に際してのお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、指定避難所等へ避難される場合は、マスクの着用、アルコール消毒液や体温計等の持参、手洗いの徹底や三密を避けるなど、感染症拡大防止へのご理解とご協力をお願いします。

また、食料や毛布、スリッパ等の自身や家族で使用する身の回り品も持参していただくようお願いします。

問合せ先　防災安全課防災係（窓口⑩）☎㊱4145

新型コロナウイルス感染症に関する人権の配慮について

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大するなか、感染した人や医療従事者、その家族等に関する偏見や差別、インターネット上での誹謗中傷、デマの拡散などにより、その方々の人権が脅かされる事態が起きてはなりません。

今は、いつ、どこで、だれが感染しても不思議ではない状況です。

市や県などが発表する公的な情報を確認するとともに、一人ひとりがお互いを思いやる気持ちを持った行動を取るようお願いします。

問合せ先　下田市新型コロナウイルス感染症対策本部（窓口⑩）☎㊱4145

人権侵害に関する相談・情報窓口【県人権啓発センター】☎054 - 221 - 3330
相談時間　9：00 ～ 16：30（月～金曜日）※祝祭日を除く